

【令和4年12月変更】

37 四万十川広域流域

四万十川地域森林計画書

(四万十川森林計画区)

計画期間

自 令和 4年4月 1日

至 令和14年3月31日



高 知 県

この地域森林計画書は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和4年12月22日に変更されたものです。

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
II 計画事項	1
第1 計画の対象とする森林の区域	1
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
2 その他必要な事項	4
第3 森林の整備に関する事項	4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
2 造林に関する事項	5
3 間伐及び保育に関する事項	7
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	8
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	9
第4 森林の保全に関する事項	9
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	9
第6 計画量等	9
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	9
2 間伐面積	9
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	9
4 林道の開設及び拡張に関する計画	10
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	14
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	14
第7 その他必要な事項	14

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積:ha

区分	面積	備考
総数	198,609.44	
市町村別内訳	須崎市	9,715.80
	中土佐町	13,883.43
	四万十町	40,060.51
	梶原町	18,079.03
	津野町	14,885.84
	四万十市	42,199.29
	宿毛市	19,012.84
	土佐清水市	16,300.80
	黒潮町	12,979.08
	大月町	7,122.54
	三原村	4,370.28

注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の閲覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県須崎林業事務所及び幡多林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は第1表のとおりとします。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
ア 水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
イ 山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
ウ 快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
エ 保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
オ 文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
カ 生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
キ 木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

2 その他必要な事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮することとします。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

また、立木の伐採に起因する土砂の流出等を未然に防止する観点から、伐採の計画及び実行にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた適切な立木の伐採方法を定めることを基本とします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下記の通り定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

地区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	35年	45年	35年	40年 (20年)	10年	15年

注) その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

(3) その他必要な事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとします。

人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れたものの導入や少花粉等の花粉源対策に資する苗木等の採用に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとし、標準的な方法については、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

地拵えは、全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮するものとします。

植え付け方法は、気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法等を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

また、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000
	中仕立て	3,000
	密仕立て	4,500
広葉樹	—	2,000
その他針葉樹	疎仕立て	1,000～2,000

注) その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため植林によらなければ確実な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合、皆伐によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を目安として定めるものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

(2) 天然更新に関する事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(4) その他必要な事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

【参考】 コウヨウザン

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における指針は、各項注意書きによるほか「コウヨウザンに関する技術指針（暫定版）（高知県林業振興・環境部 令和3年3月）」による。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、下表に示す内容を基本とします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められます。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1haあたりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	55	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1haあたりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	55	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1haあたりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔をおいて、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とします。また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1haあたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(3) その他必要な事項
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなります。

林道等路網の開設及び改良については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的にかつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、路網の選択及び組み合わせを行うものとします。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせることにより低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進するものとします。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(5) 林産物の搬出方法等
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(6) その他必要な事項
令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事するものの養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進します。また、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図るものとします。

これらと合わせ、森林組合等の経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導を促進することに努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

(6) その他必要な事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

2 間伐面積

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

中土佐町

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5 年分	対図番 号	備考
開設	自動車道		榎ノ川	570	329	—	①	
開設	自動車道		川奥	540	80	—	②	
開設	自動車道		三つ叉	450	96	—	③	
開設	自動車道		神母野	270	88	—	④	
開設	自動車道		清水	630	19	—	⑤	
開設	自動車道		神母野川向	270	44	—	⑥	
開設	自動車道		奥畑	360	95	—	⑦	
開設	自動車道		トヤガオ	630	35	—	⑧	
開設	自動車道		源兵衛谷	1,060	63	—	⑨	
開設	自動車道		程落	720	48	—	⑩	
開設	自動車道		寺元	630	59	—	⑪	
開設	自動車道		コブショ谷	1,060	40	—	⑫	
開設	自動車道		小枇把ノ川	540	33	—	⑬	
開設	自動車道		床鍋押谷	2,660	176	—	⑭	
開設	自動車道		宮木	450	16	—	⑮	
開設	自動車道		ヤセガ谷山	720	56	—	⑯	
開設	自動車道		土居ヶ谷No.2	180	19	—	⑰	
開設	自動車道		道の川	3,000	88	—	⑱	
開設	自動車道		萩中	250	140	—	⑲	
開設	自動車道	林業専用道	奈路	7,000	510	○	⑳	
拡張	自動車道 (局部改良)		北の川	1 箇所	139	○		
開設 計				20 路線 21,990 m				
拡張 計			局部改良	1 路線 1 箇所				

栲原町

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5 年分	対図番 号	備考
開設	自動車道		坊主山	1,710	259	—	①	
開設	自動車道		上組中の川	3,084	75	○	②	
開設	自動車道		上西九十九曲峠	4,000	163	—	③	
開設	自動車道	林業専用道	六丁松谷	1,480	69	○	④	
拡張	自動車道 (幅員改良)		栲原東津野線	1 箇所	578	○		
拡張	自動車道 (舗装)		根ぶき谷	1 箇所 7,257	419	○		
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		東川	1 箇所 1,000 1 箇所	248	—		
拡張	自動車道 (舗装)		中平西川	1 箇所 1,800	124	—		
拡張	自動車道 (舗装)		初瀬支	1 箇所 4,175	384	—		
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		神在居佐渡	1 箇所 5,162 1 箇所	181	—		
拡張	自動車道 (舗装)		中の川井桑	1 箇所 6,481	721	○		
拡張	自動車道 (局部改良)		岩井又	1 箇所	83	—		
拡張	自動車道 (局部改良)		桜ヶ峠	1 箇所	92	—		
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		大窪	1 箇所 4,029 1 箇所	186	—		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		滝山	3 箇所 2,000 2 箇所 1 箇所	113	—		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		文丸	2 箇所 500 2 箇所 1 箇所	85	—		
拡張	自動車道 (舗装)		神在居佐渡南部	6 箇所 3,710	96	—		
拡張	自動車道 (舗装)		永野太田戸	1 箇所 4,000	562	—		
拡張	自動車道 (舗装)		グリーンハット	1 箇所 7,006	265	○		
拡張	自動車道 (法面保全)		大郷長谷	1 箇所	464	—		
拡張	自動車道 (法面保全)		松原中津川	1 箇所	275	○		
拡張	自動車道 (法面保全)		野地ヶ谷上成	2 箇所	447	○		
拡張	自動車道 (法面保全)		うばが滝白谷	4 箇所	277	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		広野九十九曲支線	1 箇所 1 箇所	103	—		
拡張	自動車道 (局部改良)		松原	1 箇所	48	—		
開設 計				4 路線 10,274 m				
拡張 計			舗装 局部改良 法面保全 幅員改良	21 路線 20 箇所 47,120 m 9 箇所 13 箇所 1 箇所				

津野町

単位(延長:m 面積:ha)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5 年分	対図番 号	備考
開設	自動車道		足谷日曾の川	4,158	85	—	①	旧東津野村
開設	自動車道		大芹川太夫畑	4,000	81	—	③	旧東津野村
開設	自動車道		新土居鳴川	2,500	52	—	⑤	旧葉山村
開設	自動車道		川ノ内金剛	6,000	122	—	⑥	旧葉山村
開設	自動車道	林業専用道	長沢穴神山	7,700	271	○	㉔	旧東津野村
開設	自動車道	林業専用道	観音谷線	3,200	132	○	㉓	旧東津野村
開設	自動車道	林業専用道	十郎線	5,200	135	○	㉒	旧東津野村
拡張	自動車道 (局部改良) (法面保全)		船戸下郷	5 箇所 11 箇所	1,148	○		旧東津野村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		蓬尾	1 箇所 3,000 1 箇所	94	○		旧東津野村
拡張	自動車道 (局部改良) (法面保全)		北山貝名	10 箇所 40 箇所	1,093	○		旧葉山村
拡張	自動車道 (舗装)		金剛	1 箇所 5,300	313	○		旧葉山村
拡張	自動車道 (舗装)		長沢穴神山	1 箇所 7,700	271	—		旧東津野村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		東津野城川	1 箇所 5,000 10 箇所	4,923	—		旧東津野村
拡張	自動車道 (局部改良) (法面保全)		長谷線	5 箇所 10 箇所	311	—		旧東津野村
拡張	自動車道 (局部改良)		大引割	15 箇所	598	○		旧東津野村
拡張	自動車道 (局部改良)		船戸251	10 箇所	273	○		旧東津野村
拡張	自動車道 (局部改良)		北山矢筈	5 箇所	485	○		旧葉山村
拡張	自動車道 (局部改良)		東黒川	5 箇所	9	○		旧葉山村
拡張	自動車道 (局部改良)		床鍋倉川	10 箇所	98	○		旧葉山村
拡張	自動車道 (法面保全)	林業専用道	馬場山	10 箇所	95	○		旧東津野村
拡張	自動車道 (橋梁改良)		床鍋下ル川	1 箇所	476	○		旧葉山村
拡張	自動車道 (橋梁改良)		鈴ヶ森	1 箇所	472	○		旧東津野村
拡張	(自動車道) (橋梁改良)		横谷	1 箇所	159	○		旧東津野村
開設 計				7 路線 32,758 m				
拡張 計			舗装 局部改良 橋梁改良 法面保全	16 路線 4 箇所 21,000 m 65 箇所 3 箇所 82 箇所				

四万十町

単位(延長:m 面積:ha)

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張	自動車道 (橋梁改良)		川奥	1 箇所	157	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		檜生原	1 箇所	96	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		下源見	1 箇所	155	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良) (トンネル改良)		中村・大正	1 箇所 1 箇所	2,779	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		イツカ谷	1 箇所	32	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		大滝	1 箇所	158	○		
拡張 計			橋梁改良 トンネル改良	6 路線 6 箇所 1 箇所				

四万十市

単位(延長:m 面積:ha)

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		中村・大正	1,650	1,365	○	①	
開設	自動車道		田野川・古尾	13,000	1,033	○	②	
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		片魚～四手ノ川	1 箇所 1 箇所	204	○		
拡張	自動車道 (法面保全)		日見須大成川	1 箇所	1,073	○		
開設 計				2 路線 14,650 m				
拡張 計			舗装 法面保全	2 路線 1 箇所 1,000 m 2 箇所				

土佐清水市

単位(延長:m 面積:ha)

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張	自動車道 (橋梁改良)		ヤケンダ	1 箇所	71	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		立石	1 箇所	266	○		
拡張 計			橋梁改良	2 路線 2 箇所				

大月町

単位(延長:m 面積:ha)

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張	自動車道 (トンネル改良)		平安	1 箇所	511	○		
拡張 計			トンネル改良	1 路線 1 箇所				

三原村

単位（延長：m 面積：h a）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図番 号	備考
拡張	自動車道 (橋梁改良)		焼川二角	1 箇所	70	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		タカノス	2 箇所	53	○		
拡張 計			橋梁改良	2 路線 3 箇所				

四万十川計画区 計

開設	33	路線	79,672	m		
拡張	51	路線	69,120	m	214	箇所

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

第7 その他必要な事項

令和3年12月28日公表の地域森林計画のとおり。

四 万 十 川 地 域 森 林 計 画 書

発 行 高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課
高知市丸ノ内1-7-52
電 話 (088) 821-4574

印 刷 有限会社 大久保プリント
高知市越前町1-4-11
電 話 (088) 873-0878

森
か
ら
は
じ
ま
る



木の文化県
こうち

「R100 この冊子は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。」